

○扶桑町空家の有効活用による住民活動団体事業拠点改修費補助金交付要綱

令和3年3月29日要綱第99号

扶桑町空家の有効活用による住民活動団体事業拠点改修費補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、空家を地域活性化につながる住民活動の事業拠点として改修し、住民活動を実施する団体に対し、扶桑町空家の有効活用による住民活動団体事業拠点改修費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、空家の有効活用の促進及び住民活動による協働の推進に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物をいう。
- (2) 住民活動団体事業拠点 この要綱に基づく補助金の交付を受けて改修した空家をいう。
- (3) 住民活動 扶桑町住民活動及び協働の推進に関する条例（平成18年条例第33号。次条において「条例」という。）第2条第2項に規定する活動をいう。

(補助の対象となる団体)

**第3条** 補助金の交付を受ける団体（以下「申請団体」という。）は、条例第10条に規定する住民活動団体の登録をした団体をいう。

(補助対象建築物)

**第4条** 補助金の交付の対象となる空家（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当しなければならない。

- (1) 町内に存する1年以上使用されていない空家で、2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。ただし、空家が長屋又は共同住宅の場合は、全戸において1年以上使用されていないものであること。
- (2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない建築物であること。
- (3) 国又は地方公共団体からこの要綱に基づく補助金の対象工事と同一の箇所に対して同種又は類似の補助を受けていない建築物であること。
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関連する法令等に適合している建築物であること。
- (5) 未登記の建築物でないこと。

(権利者の同意)

**第5条** 補助対象建築物及びその敷地の所有者（以下「権利者」という。）のうち申請団体以外の者があるときは、申請団体は、空家の改修及び住民活動の実施について権利者（申請団体を除く。）の全員の同意を得なければならない。

(補助対象工事等)

**第6条** 補助金交付の対象とする工事等（以下「補助対象工事等」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、第10条の規定により補助金の交付決定の通知を受ける前に行ったものは除く。

- (1) 台所、洗面所又は便所の改修
- (2) 給排水、電気、空調又はガス設備の改修
- (3) 屋根、外壁等の外装の改修
- (4) 壁紙、床の仕上げ等の内装その他造作の改修

- (5) 建築物のバリアフリー改修
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの  
(補助対象経費)

**第7条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事等に要する経費とする。

- 2 申請団体が補助対象工事等を自ら施工する場合の補助対象経費は、当該補助対象工事等に使用する材料に要する経費とする。

(補助金の額)

**第8条** 補助金の額は、補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 2 前項の補助金の額は、40万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

**第9条** 申請団体は、町長が別に定める日までに扶桑町空家の有効活用による住民活動団体事業拠点改修費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 扶桑町空家の有効活用による住民活動団体事業拠点改修費補助事業計画書（様式第2）
- (2) 事業拠点計画書（様式第3）
- (3) 付近見取図
- (4) 補助対象工事等の施工図面
- (5) 補助対象経費の見積書
- (6) 補助対象工事等の着手前の状況を示す写真
- (7) 誓約書
- (8) 建物登記簿及び土地登記簿の全部事項証明書（発行日から1月以内のものに限る。）
- (9) 権利者の同意を証する書面
- (10) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の通知等)

**第10条** 町長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定内容を記載した扶桑町空家の有効活用による住民活動団体事業拠点改修費補助金交付決定通知書（様式第4）により、申請団体に通知するものとする。

- 2 町長は、補助金の不交付を決定したときは、速やかにその決定内容を申請団体に通知するものとする。

- 3 町長は、第1項の規定により補助金の交付を決定した場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更)

**第11条** 前条第1項の規定による決定の通知を受けた申請団体（以下「交付決定団体」という。）は、補助金の交付申請に係る内容を変更しようとするときは、扶桑町空家の有効活用による住民活動団体事業拠点改修費補助金変更申請書（様式第5）に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに審査し、補助金の交付決定額を変更すべきものと認めるときは、扶桑町空家の有効活用による住民活動団体事業拠点改修費補助金変更決定通知書（様式第6）により交付決定団体に通知するものとする。

(中止)

**第12条** 交付決定団体は、補助金の交付申請に係る補助対象工事等を中止しようとするときは、扶桑町空家の有効活用による住民活動団体事業拠点改修費補助事業中止届（様式第7）に関係書類を添えて町長に届け出なければならない。

2 前項に規定する届出があったときは、当該交付申請に係る補助金の交付の決定は取り消されたものとみなす。

（完了報告）

**第13条** 交付決定団体は、原則として、補助対象工事等が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日（以下「完了期限」という。）までに補助対象工事等を完了し、扶桑町空家の有効活用による住民活動団体事業拠点改修費補助事業完了報告書（様式第8）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象建築物に係る賃貸借契約書、売買契約書又はこれらに代わる書面の写し
- (2) 補助対象経費を支出したことを証する領収書の写し
- (3) 補助対象工事等の完了後の状況を示す写真（補助対象工事等の箇所ごとの写真）
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助対象工事等の完了検査）

**第14条** 町長は、前条に規定する報告があったときは、補助対象工事等の適切な施工の確認のため、現地において完了検査を行うことができる。この場合において、補助対象工事等の実施状況等の確認に必要な限度において、交付決定団体又は当該補助対象工事等を施工する者に対し、実施状況等に関し報告させることができる。

（補助金の請求）

**第15条** 交付決定団体は、第13条の規定による報告を行った日から30日以内に扶桑町空家の有効活用による住民活動団体事業拠点改修費補助金交付請求書（様式第9）により補助金の請求を行わなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

**第16条** 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 申請内容に虚偽が含まれていたことが判明したとき。
- (2) 交付決定団体が完了期限までに補助対象工事等を完了しなかったとき又は完了する見込みがないとき。
- (3) 交付決定団体が第11条第1項の規定による変更の申請を怠ったとき。
- (4) 補助対象建築物について法の違反の是正を求める行政指導が行われた場合において、交付決定団体が、当該行政指導に従わないとき。

2 交付決定団体は、補助対象工事等の完了した日から5年以内に住民活動団体事業拠点において住民活動を継続的に実施しなくなったときは、交付を受けた補助金を町長に返還しなければならない。

3 交付決定団体は、補助対象工事等の完了した日から5年以内に補助対象建築物を除却し、又は補助対象工事等を行った部分について著しい改修を行った場合は、交付を受けた補助金を町長に返還しなければならない。ただし、除却後の跡地の活用方法、改修工事後の活用方法等が住民活動に該当すると町長が認める場合は、この限りでない。

（書類保存）

**第17条** 交付決定団体は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助対象工事等の完了した日から5年を経過する日の属する

年度の末日まで保存しなければならない。

(委任)

**第18条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日要綱第22号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。